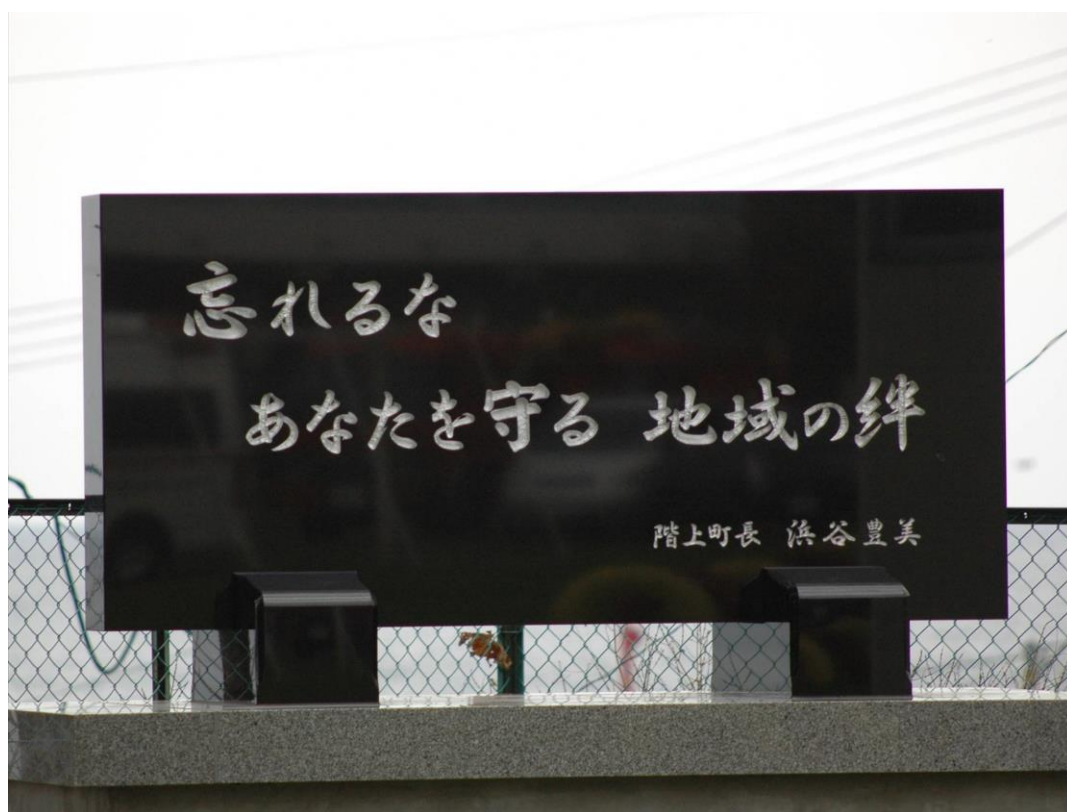


# 階上町津波避難計画



令和4年3月

階 上 町

## 【目次】

はじめに	1
第1章 総 則	2
1 計画の目的	2
2 計画の見直し	2
3 計画で定める事項	2
4 用語の意味	3
第2章 津波避難計画	4
1 津波浸水想定区域	4
2 避難対象地域	4
3 避難目標地点	5
4 避難方法	5
5 避難困難地域	6
6 津波緊急避難場所、津波避難所	9
7 避難路	10
8 避難誘導	11
9 避難活動における留意点	11
第3章 職員の動員等の初動体制	13
1 初動体制	13
2 職員の参集	14
3 職員の参集上の留意事項	14
4 制水門の開閉措置	14
第4章 防災事務に従事する者の安全の確保等	15
1 防災事務に従事する者の安全の確保	15
2 防災施設の安全対策の検討	15
第5章 津波情報等の収集・伝達	16
1 津波情報等の収集	16
2 大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報	16
3 津波の実況等の情報収集	17
4 津波警報等の伝達系統と伝達手段	18
第6章 避難指示の発令	20
1 避難指示の発令基準及び発令内容	20
2 避難指示の発令手順	20
3 避難指示の伝達方法	20
4 避難指示の解除	20

第7章	平常時の津波防災啓発	22
1	津波防災啓発	22
2	津波に対する心得	22
3	津波防災啓発の内容	22
4	普及・啓発	23
5	自主防災組織の育成	23
6	防災リーダーの育成	23
第8章	津波防災訓練	24
1	実施訓練の目的、体制	24
2	訓練の内容等	24
3	訓練の項目	24
4	訓練結果の検証	24
第9章	観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策	25
1	情報伝達	25
2	津波緊急避難場所等の看板、誘導標識の設置	25
第10章	避難行動要支援者の避難対策	26
1	環境整備	26
2	情報伝達	26
3	社会福祉施設等の避難対策	26
4	啓発	26
第11章	小学校、中学校の防災教育	27

## 【はじめに】

平成 23 年 3 月に東北地方太平洋沖地震が発生し、太平洋側の東北地方から関東地方にかけての広範な地域で、甚大な被害が発生した。想定を超える津波が発生したことや、液状化や原子力発電所の事故なども加えて複合災害となったことなどにより、被害が一層拡大した。一方で、日頃から津波に対する訓練を行い、大きな揺れが発生したら、直ちに避難するという体制が整っていた地域では、多くの命が救われたことも明らかとなった。

階上町においては、震度 5 強の強い揺れを観測し、幸い人的被害はなかったものの、巨大津波の襲来とともに町民の生活や経済基盤に大きなダメージを受け、沿岸部を中心に大きな爪痕を残した。

過去には、明治 29 年の明治三陸地震津波、昭和 8 年の昭和三陸地震津波、昭和 35 年のチリ地震津波などにより被害が発生した。

また、平成 24 年 10 月に公表された青森県津波浸水予測図によると階上町沿岸では、高さ 16m～20m の津波により、約 2km<sup>2</sup>(東北地方太平洋沖地震津波による浸水区域は 0.5km<sup>2</sup>) の区域が浸水することが予想された。これを受けて、階上町では、津波対策のうち効果の高い「逃げる対策」を重点課題として推進するため、平成 25 年 3 月に「津波避難計画」を作成し、基本的な対応を明確にした。

津波対策においては、「海岸付近で強い揺れやゆっくりとした揺れを感じたとき、あるいは津波警報等が発表されたときは、直ちに海岸から離れて急いで安全な場所に避難する」という津波避難を徹底することが、人的被害を軽減する上で何よりも大切である。そのため、本計画ではソフト面の津波対策を充実させるため、避難対象地域、避難場所及び避難路の指定、津波予報等の情報収集・伝達の手順、避難指示の発令等の計画を定めている。

また、令和 3 年 3 月に青森県の津波浸水想定の見直しが行われたことにより、今般、本計画の見直しを行うこととしたものである。

令和 4 年 3 月  
階 上 町

## 第1章 総 則

### 1 計画の目的

この計画は、将来、発生が予想される最大クラスの津波災害に対する、住民等の生命、身体の安全を確保するための避難計画である。

### 2 計画の見直し

この計画は毎年検討を加え、必要があると認められるときには、これを見直す。

### 3 計画で定める事項

この計画では、次の事項について定める。

#### (1) 津波避難計画

- ア 津波浸水想定区域
- イ 避難対象地域
- ウ 避難目標地点
- エ 避難方法
- オ 避難困難地域
- カ 津波緊急避難場所、津波避難所
- キ 避難路
- ク 避難誘導
- ケ 避難活動における留意点

#### (2) 職員の動員等の初動体制

#### (3) 防災事務に従事する者の安全の確保等

#### (4) 津波情報等の収集・伝達

#### (5) 避難指示の発令

#### (6) 平常時の津波防災啓発

#### (7) 津波防災訓練

#### (8) 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策

#### (9) 避難行動要支援者の避難対策

#### 4 用語の意味

この計画において、使用する用語の意味等は表1のとおりとする。

■表1 用語の意味等

用語	用語の意味等
津波浸水想定区域	最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときの浸水の区域及び水深をいう。
避難対象地域	津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域に基づき町が指定する区域をいう。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水想定区域と同じ範囲で指定する。
避難路	避難する場合の道路で、町が指定する。
避難経路	津波避難所、津波緊急避難場所、避難路等までの経路で、自主防災組織、住民等が設定する。
津波緊急避難場所	津波の危険から緊急に避難するための高台や施設などをいう。町が指定に努めるもので、情報機器、非常食料、毛布等が整備されていることが望ましいが、命を守ることを優先するため「指定避難所」とは異なり、それらが整備されていないこともあり得る。
避難目標地点	津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所をいう。自主防災組織、住民等が設定するもので、生命の安全を確保するための第一の避難目標地点をいう。必ずしも津波緊急避難場所とは一致しない。
津波避難所	住宅が損壊した被災者等が仮設住宅などに移転できるまでの間や比較的長期にわたって避難する施設をいう。町が避難対象地域の外に指定するもので、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等が整備されていることが望ましい。
避難行動要支援者 (災害時要援護者)	災害時に自力で避難することが困難な者で、一般的には高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、難病患者等をいう。

## 第2章 津波避難計画

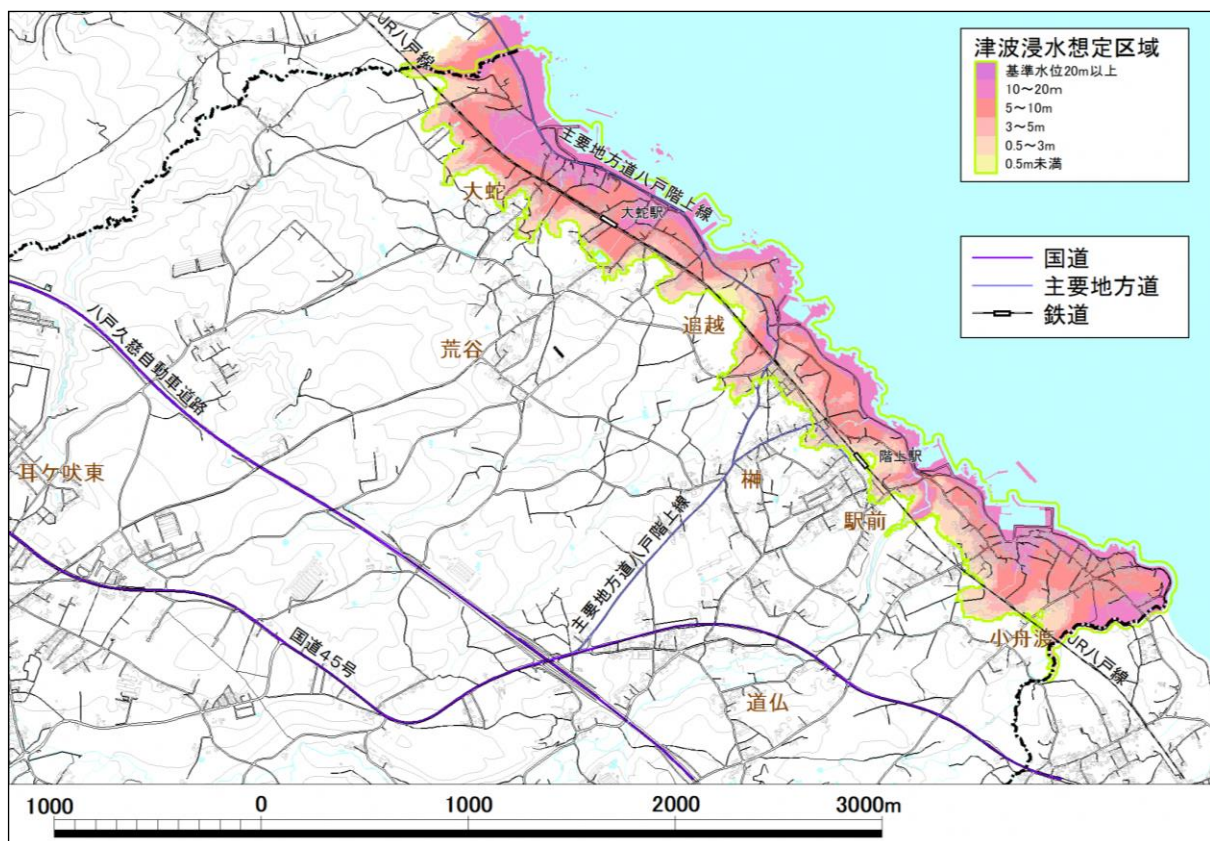
### 1 津波浸水想定区域

本町の津波浸水想定区域は、青森県が令和3年5月に公表した津波浸水想定のおりである（図1）。これは、青森県域における最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときの想定される浸水の区域である。

### 2 避難対象地域

避難対象地域は、津波浸水想定区域と同範囲として設定する。

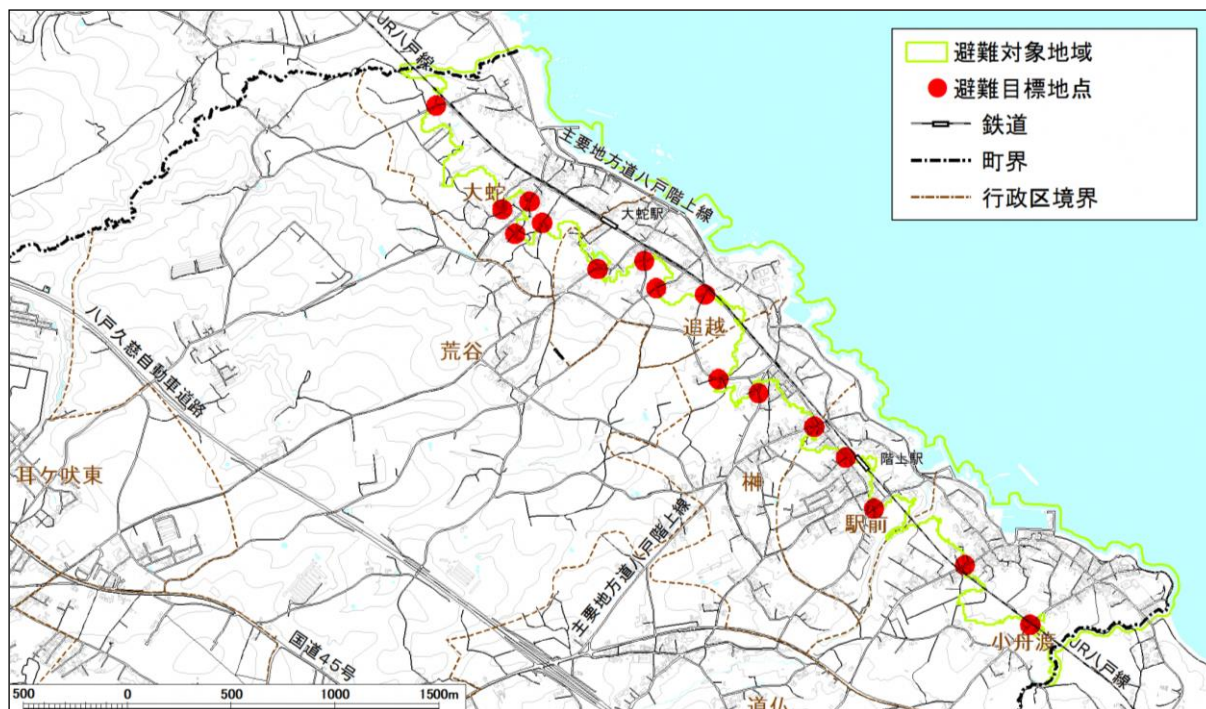
■ 図1 津波浸水想定区域（=避難対象地域）



### 3 避難目標地点

避難目標地点は、図2に示す避難対象地域の外縁と高台へ向かう道路の交差点に設定する。

■ 図2 避難目標地点



### 4 避難方法

避難する場合の方法は、原則として徒歩とする。ただし、高齢者等の徒歩での避難が困難な場合や緊急を要する場合、自転車、オートバイ又は車両の乗り合わせ等により避難する。

歩行速度は1.0m/秒(時速3.6km)とする。ただし、歩行速度が低下することを考慮して、高齢者、身体障がい者、乳幼児等の避難行動要支援者については、0.5m/秒(時速1.8km)とする。

**健常者の歩行速度：1.0m/秒(分速60m、時速3.6km)**

**避難行動要支援者の歩行速度：0.5m/秒(分速30m、時速1.8km)**

※歩行速度は、青森県「市町村津波避難計画策定指針(令和3年7月最終改定)」による。



## 5 避難困難地域

### (1) 津波到達予想時間

津波到達予想時間は、青森県が実施した津波浸水シミュレーション結果に基づき、第一波到達時間の最短時間である 32 分とする。(ただし、海岸付近(海岸及び漁港)は、津波影響開始時間の最短時間である 12 分とする。)

第一波到達時間 : 地震発生から第一波の最大到達高さが生じるまでの時間

津波影響開始時間 : 地震発生から初期水位±20cmの変化(海辺にいる人々の人命に影響が出る恐れのある水位変化)が生じるまでの時間

### (2) 避難可能距離

避難可能距離は、次の式により算出する。算出した避難可能距離を表 2 に示す。

#### 避難可能距離(m)

$$= \text{歩行速度(m/秒)} \times (\text{津波到達予想時間(分)} - \text{避難準備時間(分)}) \times 60$$

$$= \text{歩行速度(m/秒)} \times (32(\text{分}) - 5(\text{分})) \times 60$$

$$= \text{歩行速度(m/秒)} \times 27(\text{分}) \times 60$$

■表 2 避難可能距離

健常者	避難行動要支援者
1,620m	810m

建物から避難目標地点までの距離を図 3 に示す。

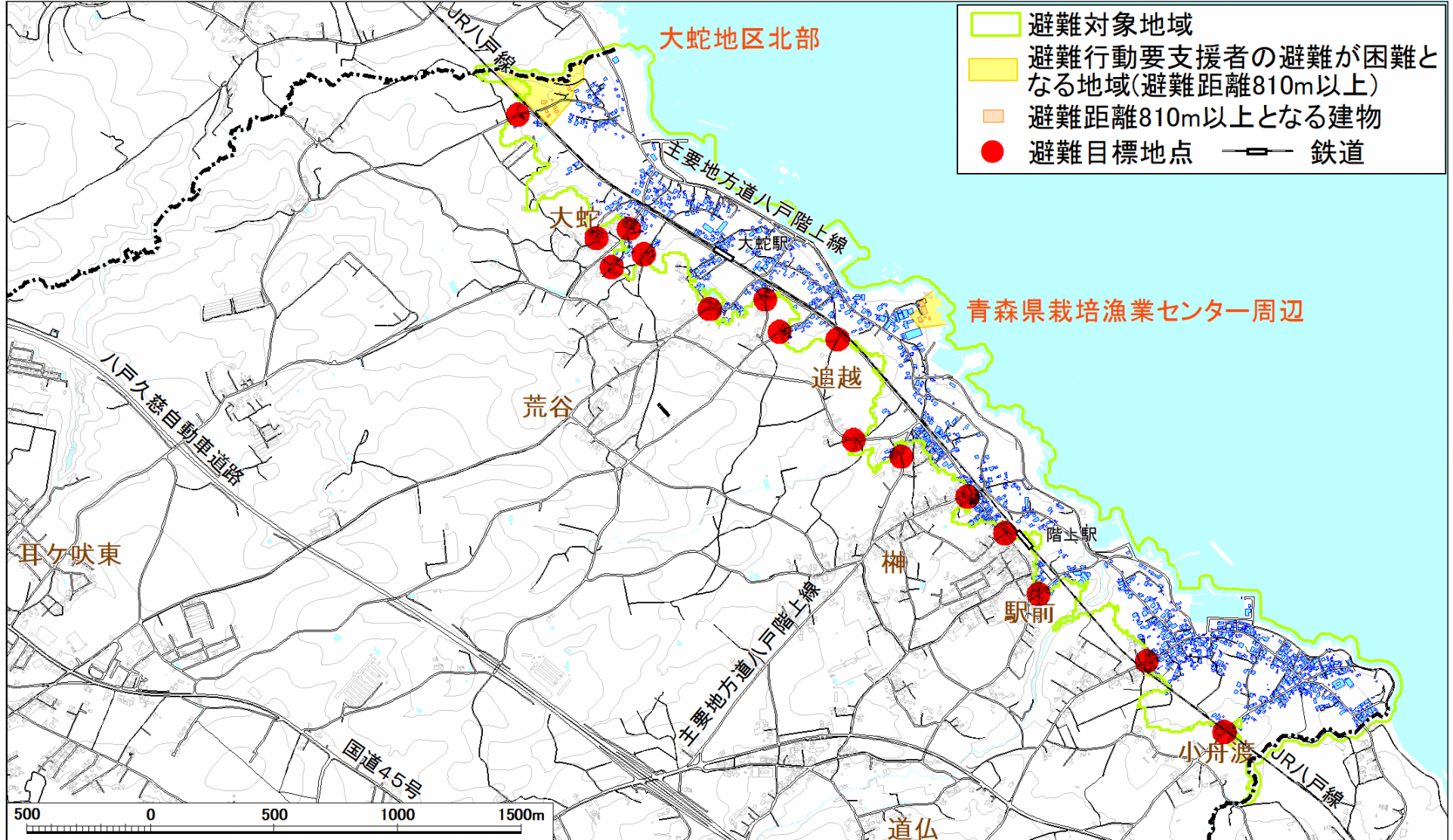
### (3) 避難困難地域

建物から避難目標地点までの距離が避難可能距離を超える避難困難地域を表 3 及び図 3 に示す。

■表 3 避難困難地域等

区分	避難方法の検討等
<p>避難目標地点までの距離が 1,620m 以上の地域 (健常者の避難が困難となる 地域) 該当地域なし</p>	<p>①平時から津波緊急避難場所や津波避難所の 位置を確認し、自宅等からの距離や時間を 確認しておくことが重要である。 ②夜間の場合は昼間に比べて、避難を開始す るまでに時間がかかるとともに、避難速度 も低下すること、また、積雪寒冷期におい ては、さらに避難速度等が低下することに 留意する必要がある。</p>
<p>避難目標地点までの距離が 810m 以上の地域 (避難行動要支援者の避難が 困難となる地域) 大蛇地区北部 青森県栽培漁業センター周辺</p>	<p>「第 10 章 避難行動要支援者の避難対策」 で述べる方法により、避難行動要支援者の安 全な避難を確保する。</p>

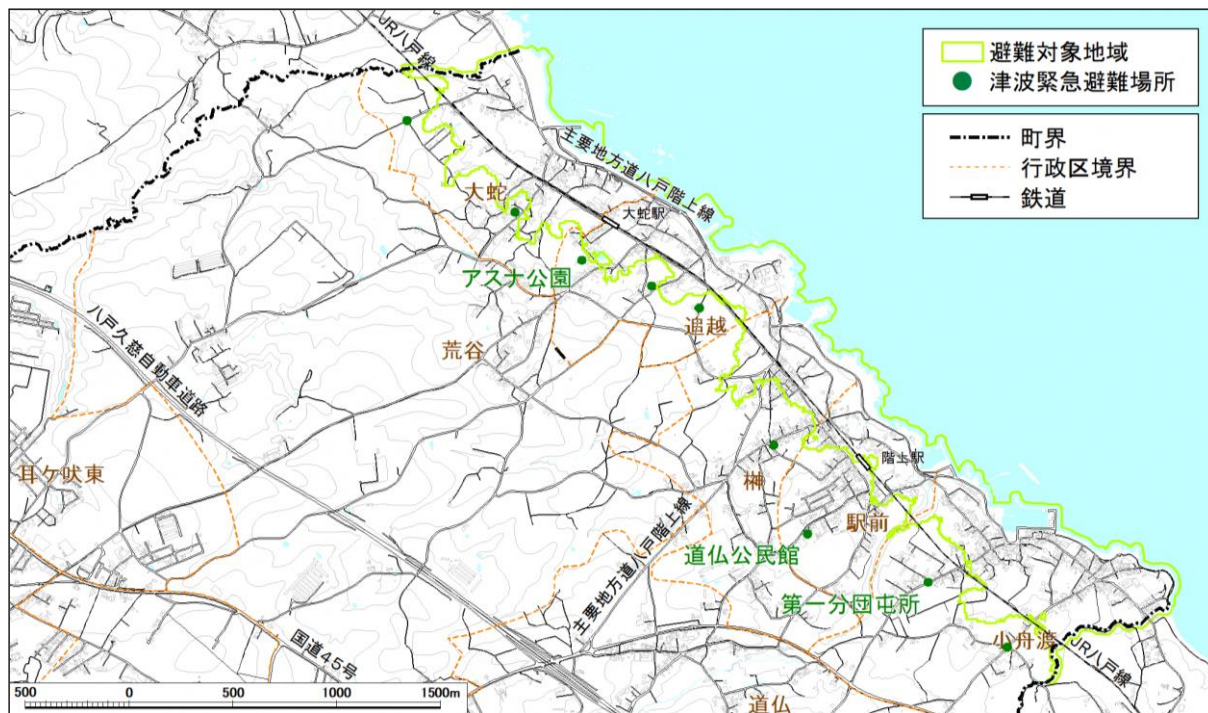
■ 図3 避難困難地域等



## 6 津波緊急避難場所、津波避難所

津波緊急避難場所は、図4に示す場所、津波避難所は、表4及び図5に示す施設とする。

■ 図4 津波緊急避難場所

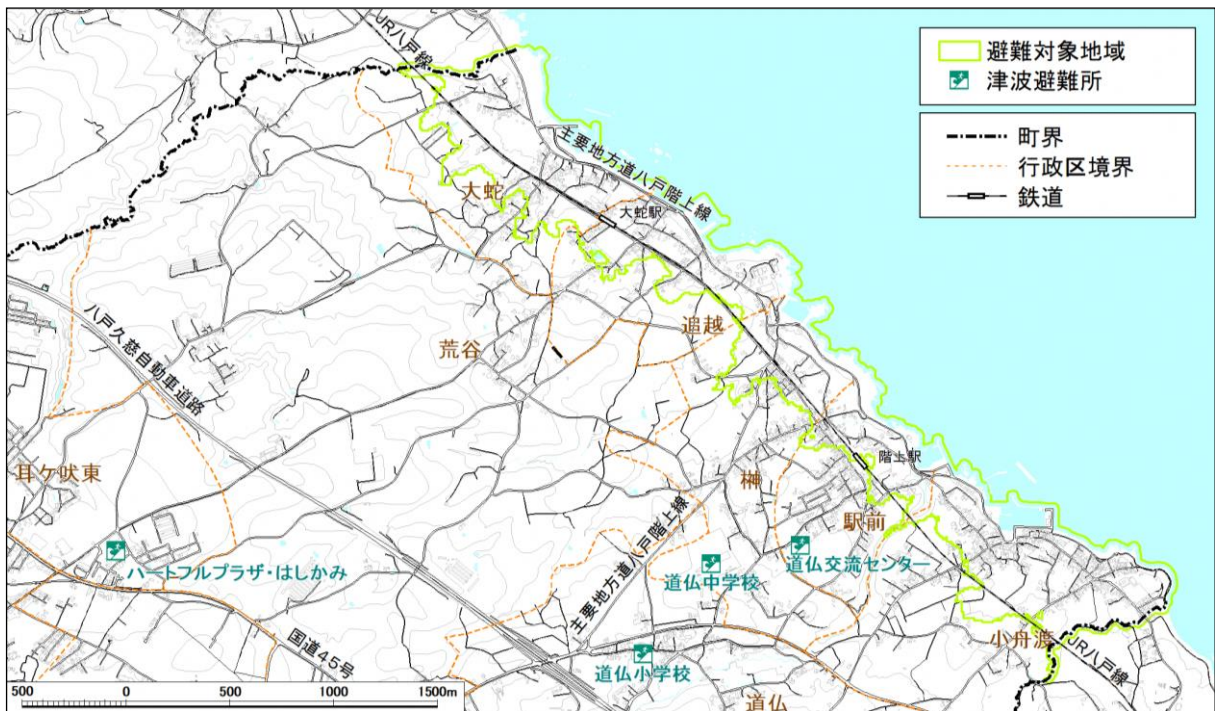


■ 表4 津波避難所

施設名	所在地
道仏交流センター	階上町大字道仏字横沢15-4
ハートフルプラザ・はしかみ	階上町大字道仏字天当平1-182
道仏中学校	階上町大字道仏字蓬窪 4-7
道仏小学校	階上町大字道仏字外窪 21-1

※ 初動時に開設する避難所は、**道仏交流センター**と**ハートフルプラザ・はしかみ**の2か所である。**道仏中学校**、**道仏小学校**は、増設の必要が生じた場合に開設する。

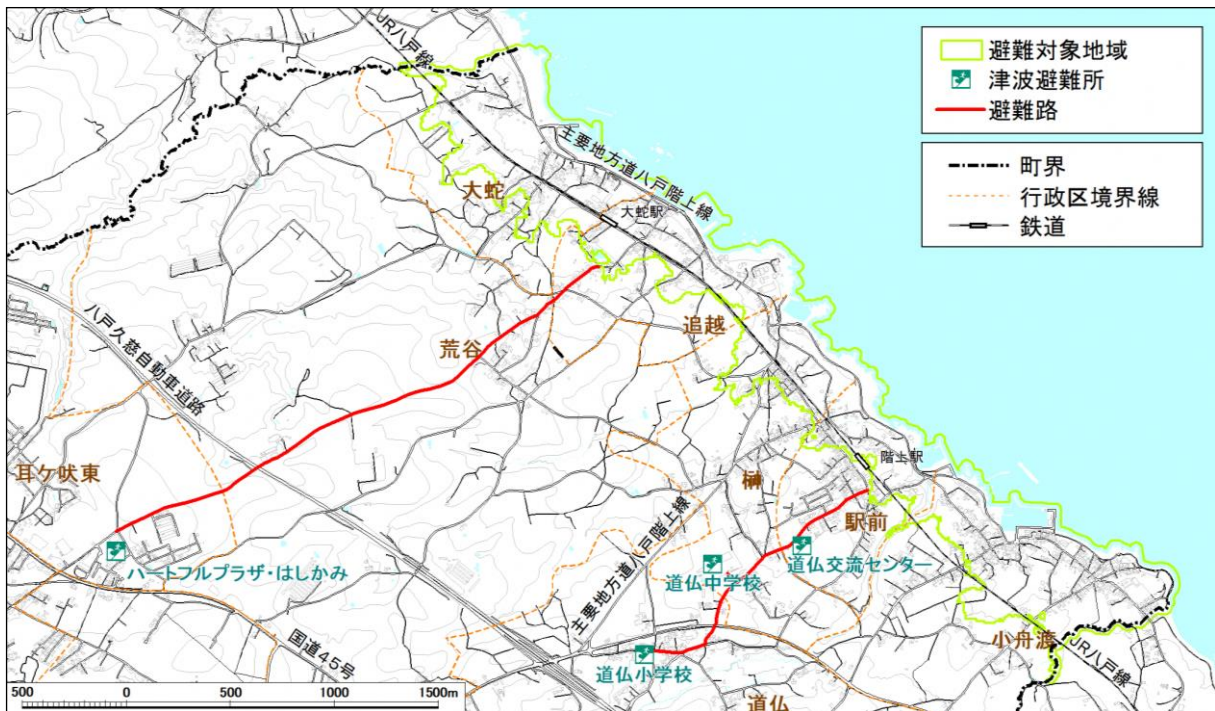
■ 図5 津波避難所



7 避難路

津波避難所までの町が指定する避難路は、図6に示す道路とする。

■ 図6 避難路



## 8 避難誘導

- (1) 住民等は、自主防災組織を中心とする避難誘導體制に基づき、避難行動要支援者を支援しながら、被災状況に応じて適切な避難誘導を行う。
- (2) 住民等が避難する場合、警察署、消防団及び各関係機関は連携して避難誘導を実施する。
- (3) 夜間における津波の発生、地震による停電など、最悪の事態を想定し、自主防災組織等は、避難誘導訓練の実施等により、万全を期すものとする。
- (4) 町は、住民等が安全に避難所等に避難することができるように、津波避難所及び避難路等の確保を図る。また、冬期においては、積雪により避難が困難となることが予想されるため、津波避難所及び避難路等の除雪対策等に努める。

## 9 避難活動における留意点

- (1) 町から住民等への情報伝達は、防災無線（全国瞬時警報システム（J-ALERT）を含む。）及び広報車を基本として実施する。風向き、豪雨等の気象条件により、あるいは屋内にいる者にとっては、屋外の防災無線が聞き取りにくい場合がある。
- (2) 東日本大震災の被災地では、避難誘導に当たった消防団員、警察官、市町村職員、民生委員等に多くの犠牲があった。津波到達時間が短い場合など、避難を優先する必要がある場合には、消防団員等の避難誘導者も避難のリーダーとして、住民等と一緒に率先して避難することが望ましい。

●各地区を襲った津波



追越地区の護岸を越えた津波



追越漁港を飲み込んだ津波



小舟渡漁港を飲み込んだ津波

### 第3章 職員の動員等の初動体制

#### 1 初動体制

職員は、大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合、あるいは強い地震を観測した場合は速やかに表5に示す動員計画により参集する。

■表5 地震・津波における動員計画

配備態勢	配備基準	町長・副町長・教育長	関係課長	関係課災害対策要員	その他の課長	その他の課災害対策要員	その他の職員	消防団	備考
非常態勢	津波警報、大津波警報	○	○	○	○	待機	※	※	災害対策本部設置
	震度6弱以上	○	○	○	○	○	○	○	
警戒態勢	津波注意報	○	○	○	○	待機	※	※	災害警戒本部設置 状況に応じて災害対策本部に移行
	震度5強	○	○	○	○	待機	○	○	
	震度5弱	○	○	○	○	待機	○	○	
準備態勢	震度4	待機	○	待機	待機	待機	待機	待機	状況に応じて警戒態勢に移行
○：職員は自主参集。消防団は全分団自主参集。 ※：消防団団付、第1、4、6分団は自主参集。 関係課：総務課、総合政策課、町民生活課、すこやか健康課、介護福祉課、産業振興課、建設課、教育課 その他の課：税務課、会計課、議会事務局									

- ※ 災害警戒本部及び災害連絡本部は、災害対策本部設置時に準じて対処する。
- ※ 待機となる職員は、所属長の指示により速やかに登庁できるように態勢を整えておくこと。
- ※ 震度4以上の地震発生の場合、管理施設のある課においては、パトロールや関係者からの聴取り等により被害状況を調査し、所定の方法により総務課に報告すること。



## 2 職員の参集

### (1) 勤務時間内における参集

職員は、勤務時間内に津波警報等が発表された場合又は震度4以上の地震が観測された場合は、速やかに動員計画に基づき災害対応業務に従事する。

### (2) 勤務時間外における参集

職員は、勤務時間外に津波警報等が発表された場合又は震度4以上の地震が観測された場合は、その情報を認知後、速やかに動員計画に基づき町役場に登庁し、災害対応業務に従事する。

## 3 職員の参集上の留意事項

(1) 職員は、あらかじめ定めた災害時における動員計画及び自己の任務を十分認識し、災害発生のおそれがある場合又は災害の発生を察知したときは、配備命令を待つことなく自主的に速やかに町役場に参集し、防災活動に従事しなければならない。

(2) ただし、津波浸水想定区域にいる職員は、強い地震又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難が必要であると認められる場合、避難の呼び掛けや率先避難することで、住民等の避難行動支援を行うとともに、自身の安全を確保した上で、町役場に参集するものとする。

(3) 職員は、目視で分かる範囲で、参集途上における被災の状況等を把握し、所属長又は責任者に報告を行う。

## 4 制水門の開閉措置

町内海岸地域には、主に湛水防除対策として設置された水門が2か所あり、建設課職員が開閉を担当する。

## 第4章 防災事務に従事する者の安全の確保等

### 1 防災事務に従事する者の安全の確保

避難広報や避難誘導を行う職員、消防団員、民生委員等の防災事務に従事する者が、津波浸水想定区域内での活動が想定される場合には、津波到達予想時間、出動時間、避難時間等を考慮して避難ルールを確立する。

### 2 防災施設の安全対策の検討

災害対策本部等や防災無線の通報設備が設置される町役場庁舎、消防署や消防団詰所などの防災施設の安全性の点検、移転を含めた安全対策の検討を実施する。

## 第5章 津波情報等の収集・伝達

### 1 津波情報等の収集

町は、町内において震度4以上の地震の発生又は青森県太平洋沿岸に大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき、警戒体制をとり、テレビ、ラジオ、インターネット、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等から津波情報を収集する。

### 2 大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報

気象庁は、津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。また、津波による災害が発生するおそれがない場合、若干の海面変動が予想される場合には、津波予報が発表される。

■表6 津波警報等の発表基準と津波高さの予想の区分

分類	発表基準 (H: 予想高さ)	発表する津波の高さ		解説文
		数値的表現	定性的表現※	
大津波警報	10m<H 5m<H≤10m 3m<H≤5m	10m超 10m 5m	巨大	①大きな津波が襲い甚大な被害が発生します。 ②沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。 ③津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで、安全な場所から離れないでください。
津波警報	1m<H≤3m	3m	高い	①津波による被害が発生します。 (以下、大津波警報の②・③と同様)
津波注意報	0.2m≤H≤1m	1m	(なし)	①海の中や海岸付近は危険です。 ②海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。 ③潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないようにしてください。

※ 定性的表現：マグニチュード8を超える巨大地震の場合は、正しい地震の規模をすぐには把握できないため、最初の津波情報では、「巨大」、「高い」という言葉で発表して非常事態であることを伝える。

■表7 津波予報（津波による災害が発生するおそれがない場合に発表）

発表基準	内容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨（地震情報に含めて発表）
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところで0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨（地震に関するその他の情報に含めて発表）
津波警報・注意報の解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨（地震に関するその他の情報に含めて発表）

気象庁は、大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを津波情報として発表する。

■表8 津波情報

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻*や予想される津波の高さを発表 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区で最も早く津波が到達する時刻。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

### 3 津波の実況等の情報収集

町による避難指示の発令は、津波警報等の通知を受けた場合が基本となる。

津波の実況情報を収集することにより、救助・救出活動等の災害応急対策の迅速な実施に役立つことが期待される。また、予想された津波の高さよりも高い津波が観測された場合には、避難指示の発令に役立てる。津波の実況把握は次による。

#### (1) 情報の収集手段

主な情報収集先は気象庁であるが、手段については、テレビ、ラジオの視聴、インターネット及び電話などにより収集する。

また、地震発生後の時間経過に伴い気象庁が発表する情報は、表9のとおりである。

■表9 気象庁からの情報

時間経過	気象庁からの情報	全国瞬時警報システム (J-ALERT)
地震発生後 約3分	津波警報等 「大津波警報、津波警報、津波注意報」	自動起動
	津波情報 「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」	なし
	津波情報 「各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報」	なし
地震発生後 約5分	津波情報 「津波観測に関する情報」	なし

(2) 階上町ライブカメラ

町は、津波発生の危険がある場合は、沿岸監視カメラ（階上町ライブカメラ）による津波監視を行う。

■表10 津波監視の方法

監視地点	監視方法
大蛇海岸	沿岸監視カメラ (階上町ライブカメラ)
榊海岸	
道仏海岸	
小舟渡海岸	

4 津波警報等の伝達系統と伝達手段

(1) 住民等への伝達

気象庁が発表した津波警報等は、表11に示すようにあらゆる手段を用いて、直ちに住民等に伝達する。

なお、津波警報等の住民等への伝達責任者は、総務課長又は総務課員とする。

■表11 住民等への伝達手段

分類	全国瞬時警報システム (J-ALERT)		打鐘標識 消防団	その他 総務課
	サイレン	音声放送		
大津波警報	3秒吹鳴、2秒休止×3回	大津波警報が発表されました。 海岸付近の方は高台に避難してください。	●—●—●—●	広報車、防災無線、ホームページ、ほっとスルメール、エリアメール等
津波警報	5秒吹鳴、6秒休止×2回	津波警報が発表されました。 海岸付近の方は高台に避難してください。	●—● ●—●	
津波注意報	10秒吹鳴、2秒休止×2回	津波注意報が発表されました。 海岸付近の方は注意してください。	●—●—● ●—●	

(2) 関係機関への伝達

津波警報等を受領した総務課長又は総務課員は、町長又は副町長に報告するとともに、その指示を得て関係機関に通報する。なお、町長又は副町長が不在等の場合には、総務課長又は総務課員が通報を行う。関係機関への通報は、表12による。

■表12 関係機関への伝達系統と伝達手段

伝達責任者	伝達先	電話番号	伝達方法	
			勤務時間内	勤務時間外
町長 副町長 総務課長 総務課員	関係課 教育委員会		庁内放送 内線電話 使送	電話
	階上分署	88-2105	電話	電話
	消防団長	—		

(3) 伝達に際しての注意点

町は、津波に関する情報を伝達するに当たり、次の点に注意する。

- ア 津波に関する情報が、住民及び観光客等並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること。
- イ 地震が発生した場合、報道機関の協力を得て住民等に対し広報を行うこと。
- ウ 船舶に対する津波警報等の伝達は、階上漁業協同組合を通じて行うこと。
- エ 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握を行うこと。

## 第6章 避難指示の発令

### 1 避難指示の発令基準及び発令内容

避難指示の発令基準及び発令内容は、表13のとおりとする。

■表13 避難指示の発令基準と対象地域

区分	発令基準	対象地域	発令内容（例）
避難指示	1 大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合	・避難対象地域 【大津波警報】	階上町総務課よりお知らせします。大津波警報が発表されました。標高の低い場所にいる人は、直ちに津波緊急避難場所へ避難してください。 状況によっては、命令口調で、「逃げろ、高台に逃げろ」と連呼する。
	2 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは短くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合	・JR八戸線より海側地域 【津波警報】	階上町総務課よりお知らせします。津波警報が発表されました。JR八戸線より海側にいる人は、直ちにJR八戸線より山側へ避難してください。
		・海岸付近 【津波注意報】	階上町総務課よりお知らせします。津波注意報が発表されました。海の中や海岸付近にいる人は、直ちに海岸から離れて、標高の高い所へ避難してください。

### 2 避難指示の発令手順

対象地域からの一刻も早い避難が必要であることから、津波警報等を認知した場合又は津波警報等の通知を受けた場合は、自動的に避難指示を発令する。

また、避難指示の発令及び解除は、町長が基準に該当する事態を認知した後、直ちに行う。町長が不在又は町長に連絡がとれない場合は、副町長、教育長の順位でこれを代行する。

### 3 避難指示の伝達方法

避難指示は、本計画第5章「津波情報等の収集・伝達」に定めるところによるほか、警察官、自主防災組織等の協力を得て伝達し、住民等へ周知徹底を図る。

### 4 避難指示の解除

- (1) 津波警報等が解除された場合
- (2) 法令の規定により町長が発令した大津波警報、津波警報を解除した場合

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、適切な避難行動をとりましょう

新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、  
災害時には、**危険な場所にいる人は  
避難することが原則**です。

## 知っておくべき5つのポイント

- 避難とは[難]を[避]けること。  
安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はありません。
- 避難先は、小中学校・公民館だけではありません。安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう。
- マスク・消毒液・体温計が不足しています。できるだけ自ら携行して下さい。
- 市町村が指定する避難場所、避難所が変更・増設されている可能性があります。災害時には市町村ホームページ等で確認して下さい。
- 豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。やむをえず車中泊をする場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分確認して下さい。





## 第7章 平常時の津波防災啓発

### 1 津波防災啓発

津波発生時に円滑な避難が行われるよう、津波防災訓練マニュアル等に基づき、住民等に対して津波の基礎知識や津波に関する心得の普及啓発を図る。

### 2 津波に対する心得

津波避難において、住民等が認識しておく必要がある事項は、表14に示すとおりである。

■表14 津波に対する心得

番号	内容
①	強い地震（震度4以上）の揺れ又は弱い地震でも長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。
②	地震の揺れを感じなくても、大津波警報、津波警報が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。
③	正しい情報をラジオ、テレビ、広報車等を通じて入手する。
④	津波注意報でも、海にいる人は、直ちに海から上がって海岸から離れる。
⑤	津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等が解除されるまで、気を緩めない。
⑥	避難に備えて、懐中電灯、飲料水、防寒具等の非常持出品を準備する。

### 3 津波防災啓発の内容

津波防災啓発の内容は、表15に示すとおりである。

■表 1 5 津波防災啓発の内容

番号	項目	内容
①	過去の津波被害記録	古文書、伝承、津波被災者の体験談等による過去の津波被害
②	津波の発生メカニズム	津波発生メカニズム、速さ、高さ、継続時間等の基礎組織
③	津波ハザードマップ	津波浸水想定区域、津波緊急避難場所等を示す津波ハザードマップの記載事項
④	津波避難計画	津波警報等の発表基準、発表されたときに取りべき行動、避難指示の内容、発令基準、津波情報等の伝達、津波緊急避難場所、避難路等
⑤	日頃の備えの重要性	津波防災訓練参加、現地における津波緊急避難場所や避難路の確認、非常持出品の準備、家族の安否確認方法の確認、家具の耐震固定等

#### 4 普及・啓発

家庭、学校、地域社会（自主防災組織、町内会、消防団等）、事業所等において、津波に対する心得の普及・啓発に当たる。また、町は、強い地震（震度4以上）を感じた場合は、住民等が、避難指示を待たず、自主的に避難の準備をするよう啓発をする。

#### 5 自主防災組織の育成

自主防災組織は地域の安全を守るために基礎となる地域組織であり、津波対策をはじめ、防災の観点からも組織の育成を促進しなければならない。組織の育成に当たっては、各地区の実情に配慮し、住民等が自発的に参加できる方策を考慮する。

#### 6 防災リーダーの育成

消防団員、自主防災組織、ボランティア、事業所の防災担当者等の中から、津波対策をはじめとする防災リーダーとなる人材の育成をする。

## 第8章 津波防災訓練

津波避難対策の課題検証と、関係機関及び住民等の自主防災組織との協調体制を強化する目的で津波防災訓練マニュアルに基づき、津波防災訓練を実施する。訓練参加者には、津波に関する啓発を行い、併せて訓練終了後には検討会を開催して、訓練内容、方法、問題点等の検証に努める。

### 1 実施訓練の目的、体制

津波発生時の円滑な避難に資するため津波防災訓練を実施する。訓練の実施に当たっては、住民はもとより、社会福祉施設、医療施設、漁業関係者、沿岸付近の観光施設・宿泊施設の管理者、ボランティア等の参加を得ながら、地域が一体となった実施体制を確立する。

### 2 訓練の内容等

津波被害が発生する地震を想定し、震源、津波の高さ、津波到達予想時間、津波の継続時間等を想定し、想定津波の発生から終息までの時間経過に沿った訓練項目を設定する。その際、最大クラスの津波やその到達時間を考慮した具体的かつ実践的な訓練を行えるよう努める。

また、実施時期についても、夜間、異なる季節等を設定し、各々の状況に応じて円滑な避難が可能となるように避難体制を確立する。

### 3 訓練の項目

地域の実情を踏まえ、次の項目について実施する。

- (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
- (2) 津波情報の収集・発令・伝達訓練
- (3) 津波を想定した避難訓練
- (4) 津波防災施設操作訓練
- (5) 津波監視・観測訓練
- (6) 避難行動要支援者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- (7) 炊き出し（給食・給水）訓練
- (8) 図上訓練

### 4 訓練結果の検証

訓練の第一の目標は、実際に避難を行い、避難ルートを確認したり、情報機器や津波防災施設の操作方法を習熟したりすることであるが、想定されたとおりの避難対策が実現可能か検証する場でもある。訓練結果を検証し、課題の抽出、整理、解決を図り、次の訓練につなげるとともに、本計画に反映させる。

## 第9章 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策

### 1 情報伝達

- (1) 観光施設、宿泊施設等の施設管理者がいる場合には、防災無線や戸別受信機の設置等により伝達手段を確保する。
- (2) 屋外にいる者に対しては、防災無線等により伝達する。

### 2 津波緊急避難場所等の看板、誘導標識の設置

町は、観光客等の地理不案内の外来者に対しては、海拔、津波浸水想定区域、避難方向（誘導）や津波緊急避難場所等を示した案内看板等の設置に努める。

また、津波ハザードマップを釣具店や観光施設等において掲示するように要請する。

## 第10章 避難行動要支援者の避難対策

### 1 環境整備

- (1) 町は、避難行動要支援者について、避難の支援、安否の確認をするために必要となる避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者一人一人の具体的な避難方法等について定める個別避難計画を作成するよう努める。
- (2) 町と自主防災組織は、あらかじめ自主防災組織単位に、在宅の高齢者、乳幼児、障がい者、病人等避難行動要支援者の人数及び介護者の有無等の状況を把握し、民生委員や社会福祉協議会等と連携を図り、地域全体で避難誘導、情報伝達、救助等の体制を整備する。
- (3) 津波警報等の発表により、町長が避難指示を発令したときは、(2)に掲げる者の津波避難所までの支援及び移送は、自主防災組織を中心に、消防団、民生委員、社会福祉協議会等が協力して行う。

### 2 情報伝達

津波警報等、避難指示の住民等への伝達手段は、防災無線等の音声伝達が主体となっている。そのため、町は、情報の伝わりにくい避難行動要支援者に対しては、自主防災組織や消防団及び近隣者による支援体制の確立を目指す。

### 3 社会福祉施設等の避難対策

青森県が津波災害警戒区域を設定した場合、警戒区域内の社会福祉施設等の施設の所有者又は管理者は、同施設の防災体制や利用者の避難誘導、避難訓練、防災教育等を定めた避難確保計画を策定する必要がある、町は助言等を通じて必要な支援を行う。

### 4 啓発

町は、避難行動要支援者やその家族に対し、防災パンフレット等の配布や、地域の防災訓練への参加等について積極的に呼び掛けを行うなど、避難の際の行動や津波に対する知識について啓発する。

## 第11章 小学校、中学校の防災教育

町は、今後も発生すると予想される災害への備えとして、小中学校の児童・生徒の適切な避難行動を実現するため、次の計画等を別に定める。

- (1) 階上町立小中学校地震等防災応急計画
- (2) 津波防災教育カリキュラム

